

健康保険法

過去問題集の使い方

平成25年度～令和4年度の問題は類似出題でもすべて掲載しています。

分野別・条文別に編集

分野別・条文別に編集してあるので、自分が理解できているかの確認が可能です。

法改正に完全対応

法改正に完全対応しています！

難易度をランク分け

- 確実に押さえないテーマ
- 余裕があれば押さえる
- 参考程度に見ておく

一問一答形式

一問一答形式に分解して編集されており、どの条文からどれくらい出題されているのかがわかり、試験傾向をつかめます。

記述式で問題を掲載

選択式については、記述式で問題を掲載。各法律の最終ページに10年分を掲載。選択式・択一式問題共に、条文そのままの出題で、かつ過去に選択式で出題されたことのある問題は解説ページにて選択式の出題年度を枠で囲んでいます。選択式で狙われやすい条文を確認できます。

例：

令和4年度選択式【B】

解答・解説

解説では**キーワード**を赤字にしています。

出題ポイントを的確に把握できているか確認することができます。

目 次

Chapter 1 目的、被保険者、適用事業所

§ 1 目的	
目的	[1 条] … 6
健康保険制度の在り方	[2 条] … 6
§ 2 被保険者	
被保険者	[3 条 1 項] … 8
短時間労働者に対する適用	[平成24年法附則46条] …12
被保険者の資格の取得	[35条] …16
被保険者の資格の喪失	[36条] …20
任意継続被保険者	[3 条 4 項、37条、38条] …22
特例退職被保険者	[法附則 3 条] …26
共済組合に関する特例	[200条] …28
被保険者の資格の確認等	[39条、49条、51条] …28
§ 3 被扶養者	
被扶養者	[3 条 7 項] …30
§ 4 適用事業所	
適用事業所	[3 条 3 項] …36
任意適用事業所・任意適用事業所の被保険者	[31条～ 33条] …38

Chapter 2 保険者

§ 1 保険者・管掌	
保険者・管掌	[5 条、150条] …42
2以上の事業所に使用される者の保険者	[7 条、則 1 条の 2] …44
§ 2 全国健康保険協会	
全国健康保険協会	[7 条の 2 ～ 7 条の 6] …44
役員・運営委員会等	[7 条の 9 ～ 7 条の 24] …44
財務及び会計	[7 条の 25 ～ 7 条の 34] …46
監督等	[7 条の 38 ～ 7 条の 42] …48
§ 3 健康保険組合	
健康保険組合	[8 条、17条] …50
健康保険組合の設立	[11条～ 16条] …50
組合会・役員	[18条～ 22条] …50
財務及び会計	[30条、令16条～ 24条他] …52
健康保険組合の合併・分割・解散	[23条～ 26条、令27条] …54
監督	[28条、29条、令29条～ 31条] …58
特定健康保険組合の認可	[令25条] …58
健康保険組合連合会	[184条、185条、法附則 2 条、令67条] …58

Chapter 3 標準報酬月額及び標準賞与額

§ 1 標準報酬月額及び標準賞与額

標準報酬月額の全体像	[40条]	62
報酬・賞与	[3条5項・6項、46条]	64
資格取得時決定	[42条]	66
定時決定	[41条]	68
随時改定	[43条]	72
育児休業等終了時の改定	[43条の2]	78
産前産後休業終了時の改定	[43条の3]	78
報酬月額の算定の特例等	[44条]	78
標準賞与額の決定	[45条]	80
任意継続被保険者の標準報酬月額	[47条]	82

Chapter 4 保険給付 1

§ 1 保険給付の種類

保険給付の方法	[56条]	84
付加給付	[53条]	84

§ 2 保険医療機関等

療養の給付の担当機関	[63条3項]	84
保険医療機関等	[65条、69条、70条他]	86
保険医及び保険薬剤師	[64条他]	90
諮問等	[82条、83条他]	92

Chapter 5 保険給付 2

§ 1 療養に関する保険給付

療養の給付	[63条]	94
一部負担金	[74条～75条の2、84条]	96
入院時食事療養費	[85条]	98
入院時生活療養費	[85条の2]	100
保険外併用療養費	[86条]	102
療養費	[87条]	106
訪問看護療養費	[88条～96条]	110

Chapter 6 保険給付 3

§ 1 療養に関する保険給付以外の保険給付

移送費	[97条]	116
傷病手当金	[99条]	118
出産育児一時金	[101条、令36条]	126
出産手当金	[102条]	128
出産手当金と傷病手当金との調整	[103条]	130
報酬及び障害厚生年金等との調整	[108条、109条]	130
埋葬料	[100条1項]	134
埋葬費	[100条2項]	136

§ 2 資格喪失後の給付

傷病手当金、出産手当金の継続給付	[104条]	136
資格喪失後の死亡に関する給付	[105条]	142
資格喪失後の出産育児一時金の給付	[106条]	142
船員保険の被保険者となった場合	[107条]	144

Chapter 7 保険給付 4

§ 1 被扶養者に関する給付

被扶養者に関する保険給付	[110条～114条]	146
--------------	-------------	-----

§ 2 高額療養費・高額介護合算療養費

高額療養費	[115条]	150
高額介護合算療養費	[115条の2]	158

§ 3 給付通則・保険給付の制限

保険給付の調整	[53条の2～55条]	160
保険給付の制限	[116条～122条]	164
損害賠償請求権の代位取得	[57条]	170
不正利得の徴収	[58条]	172
受給権の保護・公課の禁止	[61条、62条]	174

Chapter 8 日雇特例被保険者

§ 1 日雇特例被保険者

日雇特例被保険者	[3条2項]	176
保険者	[123条、203条]	176
日雇特例被保険者手帳	[126条]	176
保険給付	[129条、147条]	178
現金給付	[135条～139条]	178
特別療養費	[145条]	180
その他	[128条]	180

Chapter 9 費用

§ 1 国庫負担・国庫補助	
国庫負担	[151条、152条] …182
国庫の補助	[153条、法附則5条他] …182
§ 2 保険料	
保険料の算定	[156条、157条] …184
保険料率	[160条] …186
準備金	[160条の2] …190
保険料の負担	[161条、162条] …190
保険料の納付	[159条の2、166条、167条] …192
保険料の納付期日	[164条、165条] …194
保険料の納期前の徴収	[172条] …198
§ 3 保険料の督促・延滞金・滞納処分	
保険料の督促・延滞金	[180条1項～3項、181条] …200
保険料の滞納処分	[180条4項～6項] …202
保険料の先取特権等	[181条の2～183条] …202
§ 4 保険料の免除	
保険料の免除	[158条、159条、159条の3] …202
§ 5 日雇特例被保険者に係る保険料	
日雇特例被保険者の保険料	[168条] …208
納付義務及び方法	[169条2項～8項] …210
日雇特例被保険者に係る追徴金等	[170条] …210
§ 6 日雇拠出金等	
日雇拠出金	[173条] …210

Chapter 10 不服申立て及び雑則、罰則

§ 1 不服申立て	
不服申立て	[189条、190条] …212
審査請求と訴訟との関係	[192条] …214
§ 2 雑則	
時効	[193条] …214
被保険者等記号・番号等の利用制限等	[194条の2、194条の3] …216
印紙税の非課税	[195条] …216
事業主の報告等の事務	[197条1項] …218
被保険者の届出義務等	[197条2項] …220
質問・検査等	[198条、199条、204条の7、204条の8他] …226
§ 3 罰則	
罰則	[207条の2～220条] …228

選択式問題

健康保険法	…230
-------	------

§1 目的

目的 [1条]

- 【問 1】健康保険法は、大正11年に制定され、同時に施行された日本で最初の社会保険に関する法である。
- 【問 2】被保険者が副業として行う請負業務中に負傷した場合等、労働者災害補償保険の給付を受けることのできない業務上の傷病等については、原則として健康保険の給付が行われる。
- 【問 3】健康保険法は、業務災害以外の事由による疾病、負傷、死亡、出産を対象としているが、業務上の傷病として労働基準監督署に認定を申請中の未決定期間は、一応業務災害以外の傷病として健康保険から給付を行い、最終的に業務上の傷病と認定された場合には、さかのぼって給付相当額の返還が行われる。
- 【問 4】被保険者又は被扶養者の業務災害（労災保険法第7条第1項第1号に規定する、労働者の業務上の負傷、疾病等をいう。）については健康保険法に基づく保険給付の対象外であり、労災保険法に規定する業務災害に係る請求が行われている場合には、健康保険の保険給付の申請はできない。

健康保険制度の在り方 [2条]

- 【問 5】健康保険制度は、高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等に対応し、その他の医療保険制度及び後期高齢者医療制度並びにこれらに密接に関連する制度と併せて5年ごとに検討が加えられることになっている。
- 【問 6】政府は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることになっている。

§1 目的

目的 [1条]

【問 1】（平成21年度 問1-A）

× 健保法附則1条

健康保険法は大正11年に制定されたが、保険給付及び費用の負担に関する規定は、「昭和2年」から施行された。

【問 2】（平成28年度 問5-D）

○ 健保法1条 平成25年事務連絡

設問のとおり。健康保険は、(労災保険法に規定する)業務災害以外の疾病等について保険給付を行うこととし、基本的に、**労災保険から給付が行われない場合には、健康保険の給付の対象とする。**

【問 3】（平成21年度 問1-B改）

× 昭和28年保文発2014号

業務上の傷病として労働基準局に認定を申請中の未決定期間は、**一応業務上の取扱い**をし、最終的に業務上の傷病でないと認定され、更に健康保険による業務災害以外と認定された場合には、**さかのぼって療養費、傷病手当金等の給付を行う。**

【問 4】（令和4年度 問1-A）

× 健保法1条 昭和28年保文発2014号

健康保険の被保険者においては、保険給付の時効期間（2年間）を考慮し、労災保険給付の請求が行われている場合であっても、「**健康保険給付の申請が可能**である」ことを被保険者等に対して周知するなどの十分な配慮を行うこととされている。

健康保険制度の在り方 [2条]

【問 5】（平成21年度 問1-C） 平成30年度選択式【A】

× 健保法2条

その在り方に関して「5年ごと」ではなく、「**常に**」検討が加えられ、その結果に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならないことになっている。

【問 6】（平成21年度 問1-D）

○ 平成18年法附則2条1項

設問のとおり。なお、健保法2条では、高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等に対応し、その他の医療保険制度及び後期高齢者医療制度並びにこれらと密接に関連する制度と併せて、その在り方に関して「常に」検討が加えられることとされている。

§2 被保険者

被保険者 [3条1項]

- 【問 7】 労働者派遣事業を営む法人事業所に使用される無期雇用派遣労働者が別の法人事業所に派遣された場合、当該派遣労働者はその派遣事業先への派遣期間にかかわらず、派遣元事業所の健康保険の適用を受ける。
- 【問 8】 短時間正社員の健康保険の適用については、①労働契約、就業規則及び給与規定等に、短時間正社員に係る規定がある、②期間の定めのない労働契約が締結されている、③給与規定等における、時間当たり基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所に雇用されている同種フルタイムの正規型の労働者と同等である場合であって、かつ、就労実態も当該諸規定に即したものとなっているといった就労形態、職務内容等をもとに判断することとなっている。
- 【問 9】 被保険者（任意継続被保険者を除く。）は、①適用事業所に使用されるに至った日、②その使用される事業所が適用事業所となった日、③適用除外に該当しなくなった日のいずれかに該当した日から、被保険者の資格を取得するが、①の場合、試みに使用される者については適用されない。
- 【問 10】 従業員が3人の任意適用事業所で従業員と同じような仕事に従事している個人事業所の事業主は、健康保険の被保険者となることができる。
- 【問 11】 被保険者が、雇用又は使用される事業所の労働組合の専従役員となりその職務に従事するときは、従前の事業主との関係では被保険者資格を喪失し、労働組合に雇用又は使用される者としてのみ被保険者となる。
- 【問 12】 被保険者が、その雇用又は使用されている事業所の労働組合（法人格を有しないものとする。）の専従者となっている場合は、当該専従者は、専従する労働組合が適用事業所とならなくとも、従前の事業主との関係においては被保険者の資格を継続しつつ、労働組合に雇用又は使用される者として被保険者となることができる。
- 【問 13】 日本国籍を有しない者が、法人経営である料理店で働く場合は、被保険者となることができない。
- 【問 14】 法人の理事、監事、取締役、代表社員等の法人役員は、事業主であり、法人に使用される者としての被保険者の資格はない。

§2 被保険者

被保険者〔3条1項〕

【問 7】（平成24年度 問2-B改）

○ 健保法3条1項 平成14年保保発0424001号

設問のとおり。設問の派遣労働者は、**派遣元事業所**の健康保険の適用を受けることになる。

【問 8】（平成24年度 問2-D）

○ 健保法3条1項 平成21年保保発0630001号

設問のとおり。なお、問題文中にある「当該諸規定に即したものは」、「当該諸規定に則したものの」の誤植と思われる。

【問 9】（平成22年度 問10-C）

× 健保法3条1項 昭和26年保文発5177号

試みに使用される者も適用される。なお、試みに使用される者は、適用事業所に使用されるに至った日から被保険者の資格を取得する。

【問 10】（平成29年度 問5-B）

× 健保法3条1項 昭和24年保発74号

個人事業所の事業主は、被保険者となることが**できない**。

【問 11】（平成25年度 問9-A）

○ 健保法3条1項 昭和24年職発921号

設問のとおり。なお、設問の場合は労働組合から支払われる報酬を基に、報酬月額を算定し、標準報酬月額が決定される。

【問 12】（令和3年度 問5-B）

× 健保法3条1項 昭和24年職発921号

被保険者が、使用される事業所の労働組合の専従役員となり、その職務に従事するときは、**従前の事業主との関係では被保険者資格を喪失**し、当該労働組合に使用される者としてのみ被保険者となる。

【問 13】（平成18年度 問1-A）

× 健保法3条1項・3項 平成4年保険発38号・庁文発1244号

外国人であっても適法に就労し、適用事業所と実態的かつ常用的な使用関係のある被用者は、**被保険者となる**。

【問 14】（平成22年度 問6-B）（平成17年度 問8-D類似出題）

× 健保法3条1項 昭和24年保発74号

法人から労働の対償として報酬を受けている者は、その法人に使用される者として、**被保険者の資格を取得する**。一方、個人事業における事業主は、被保険者とならない。

- 【問 15】 法律によって組織された共済組合の組合員は、共済組合の組合員資格を有したまま健康保険の被保険者となることはない。
- 【問 16】 船員保険の被保険者及び疾病任意継続被保険者は、健康保険の被保険者になることができない。
- 【問 17】 本人の希望があり、事業主がそれに同意した場合でも、2か月の期間を定めて臨時に使用される者は、日雇特例被保険者となる場合を除き被保険者となることができない。なお、当該定めた期間を超えて使用されることは見込まれていないものとする。
- 【問 18】 適用事業所に臨時に使用され、日々雇い入れられている者が、連続して1か月間労務に服し、なお引き続き労務に服したときは一般の被保険者の資格を取得する。この場合、当該事業所の公休日は、労務に服したものとみなされず、当該期間の計算から除かれる。
- 参 考 【問 19】 60日間の期間を定めて雇用される者が、その期間中に負傷し休業のまま引き続き60日を超えて使用関係が存在し、負傷の治癒後に労務に服することが見込まれるときは、61日目から被保険者の資格を取得する。
- 【問 20】 所在地が一定しない事業所に使用される者で、継続して6か月を超えて使用される場合は、その使用される当初から被保険者になる。
- 【問 21】 季節的業務に使用される者が、当初4か月未満使用される予定であったが、業務の都合により、継続して4か月以上使用されることになった場合には、そのときから被保険者となる。
- 【問 22】 季節的業務に使用される者について、当初4か月以内の期間において使用される予定であったが業務の都合その他の事情により、継続して4か月を超えて使用された場合には使用された当初から一般の被保険者となる。

【問 15】（平成20年度 問2-C）

× 健保法3条1項 200条

共済組合の組合員も健康保険の被保険者である。ただし、健康保険からの保険給付は行われず、また、保険料も徴収されない。

【問 16】（平成18年度 問1-B改）

× 健保法3条1項1号

船員保険の疾病任意継続被保険者については、健康保険の適用事業所に使用されることとなった場合、健康保険の被保険者の資格を取得する。

【問 17】（平成23年度 問1-A改）

○ 健保法3条1項2号ロ

設問のとおり。臨時に使用される者であって、“2か月以内の期間を定めて使用される者”であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないものは、適用除外に該当するため、日雇特別被保険者となる場合を除き、被保険者とならない。

【問 18】（平成27年度 問1-A）

× 健保法3条1項2号 昭和3年保理302号

1か月を超えて引き続き使用されるに至った場合には被保険者の資格を取得するが、この場合の公休日は労務に服したものとみなされるため、当該期間の計算に含まれる。

【問 19】（平成22年度 問5-A）（平成19年度 問1-D類似出題）

健保法3条1項2号 昭和5年保規344号

令和4年10月1日施行の改正で、健保法3条1項2号が見直され、被保険者資格の取得時期の解釈も改められた。本問の問題文では、その判断が難しいので、参考問題とした。なお、本問のようなケースにおいて将来労務に服することができず、単に保険給付を受けさせるために使用関係を継続する場合は、被保険者の資格を取得することはできないこととされている。

【問 20】（令和2年度 問3-工）

× 健保法3条1項3号

「所在地が一定しない事業所に使用される者」は、使用される期間にかかわらず被保険者とならない。

【問 21】（平成25年度 問9-D）

× 健保法3条1項4号

季節的業務に使用される者であっても、当初から継続して4か月を超えて使用される場合に限って、当初から被保険者となる。従って、設問のようにたまたま4か月を超えるに至ったとしても、被保険者とはならない。

【問 22】（令和2年度 問5-ウ）

× 健保法3条1項4号

季節的業務に使用される者は、当初から継続して4か月を超えて使用される場合でなければ、一般の被保険者とはならない。

- 【問 23】 臨時的事業の事業所に4月間使用される予定の者が、業務の都合により4月を超えて使用されることとなった場合、4月を超えた日から被保険者となることができる。
- 【問 24】 国民健康保険組合の事業所に使用される者は、その数が5人以上であっても、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることはできない。
- 【問 25】 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の健康保険の被保険者又は被扶養者が寝たきり等になり、当該後期高齢者医療広域連合から政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定を受け後期高齢者医療の被保険者となった場合、当該障害の状態にある旨の認定を受けた者は健康保険の被保険者又は被扶養者ではなくなる。
- 【問 26】 健康保険の被保険者が75歳に達したときは、健康保険の被保険者資格を有したまま後期高齢者医療の被保険者となる。
- 【問 27】 健康保険法における被保険者には、後期高齢者医療制度の被保険者が含まれている。
- 【問 28】 国民健康保険組合の被保険者である者が、全国健康保険協会管掌健康保険の適用事業所に使用されることとなった場合であっても、健康保険法第3条第1項第8号の規定により健康保険の適用除外の申請をし、その承認を受けることにより、健康保険の適用除外者となることができる。

短時間労働者に対する適用 [平成24年法附則46条]

※本項目において短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である者又は1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である者をいうものとする。

- 【問 29】 特定適用事業所とは、事業主が同一である1又は2以上の適用事業所であって、当該1又は2以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時100人を超えるものの各適用事業所のことをいう。

【問 23】（平成18年度 問1-D）

× 健保法3条1項5号 昭和18年保発905号

「臨時的事業の事業所に使用される者」は「**当初から継続**」して「**6月を超えて**」使用される予定である場合は、当初から一般被保険者となるが、たまたま6月超の期間継続して雇用されたとしても一般被保険者とはならない。そのため、4月超の期間使用されたとしても一般被保険者とはならない。

【問 24】（平成26年度 問5-A）

○ 健保法3条1項6号

設問のとおり。国民健康保険組合の事業所に使用される者は、その者の人数にかかわらず被保険者とならない。

【問 25】（平成20年度 問6-A）

○ 健保法3条1項7号 高齢者医療確保法50条

設問のとおり。**後期高齢者医療の被保険者**は健康保険の被保険者又は被扶養者**とならない**。

【問 26】（平成20年度 問7-A）

× 健保法3条1項7号 36条3号

後期高齢者医療の被保険者等は、健康保険の被保険者**とはならない**。

【問 27】（平成21年度 問1-E）

× 健保法3条1項7号

後期高齢者医療の被保険者は健康保険法の被保険者**とならない**。

【問 28】（平成28年度 問10-D）

○ 健保法3条1項8号

設問のとおり。健康保険の被保険者でないことにより、国民健康保険の被保険者であるべき期間に限り**承認を受け**、健康保険の適用除外者となることができる。

短時間労働者に対する適用 [平成24年法附則46条]

【問 29】（平成29年度 問9-A改）

○ 平成24年法附則46条

設問のとおり。なお、常時100人を超えるものとは、特定労働者（70歳未満の者のうち、適用除外のいずれにも該当しないものであって、特定4分の3未満短時間労働者以外のものをいう。）の合計が、1年間のうち6か月以上100人を超えることが見込まれる場合をいう。

- 【問 30】 短時間労働者を使用する特定適用事業所の被保険者の総数（短時間労働者を除く。）が常時100人以下になり、特定適用事業所の要件に該当しなくなった場合であっても、事業主が所定の労働組合等の同意を得て、当該短時間労働者について適用除外の規定の適用を受ける旨の申出をしないときは、当該短時間労働者の被保険者資格は喪失しない。なお、短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である者又は1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である者のことをいう。
- 【問 31】 特定適用事業所に使用される短時間労働者の年収が130万円未満の場合、被保険者になるか、被保険者になることなく被保険者である配偶者の被扶養者になるかを選択することができる。
- 参 考 【問 32】 特定適用事業所に使用される短時間労働者が、当初は継続して1年以上使用されることが見込まれなかった場合であっても、その後において、継続して1年以上使用されることが見込まれることとなったときは、その時点から継続して1年以上使用されることが見込まれることとして取り扱う。
- 【問 33】 特定適用事業所に使用される短時間労働者について、健康保険法第3条第1項第9号の規定によりその報酬が月額88,000円未満である場合には、被保険者になることができないが、この報酬とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのものをいう。
- 【問 34】 特定適用事業所に使用される短時間労働者の被保険者資格の取得の要件の1つである、報酬の月額が88,000円以上であることの算定において、家族手当は報酬に含めず、通勤手当は報酬に含めて算定する。なお、短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である者又は1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である者のことをいう。
- 【問 35】 同一の事業所に使用される通常の労働者の1日の所定労働時間が8時間であり、1週間の所定労働日数が5日、及び1か月の所定労働日数が20日である特定適用事業所において、当該事業所における短時間労働者の1日の所定労働時間が6時間であり、1週間の所定労働日数が3日、及び1か月の所定労働日数が12日の場合、当該短時間労働者の1週間の所定労働時間は18時間となり、通常の労働者の1週間の所定労働時間と1か月の所定労働日数のそれぞれ4分の3未満ではあるものの、1日の所定労働時間は4分の3以上であるため、当該短時間労働者は被保険者として取り扱わなければならない。

【問 30】（平成30年度 問8ーイ改）

○ 平成24年法附則46条2項

設問のとおり。なお、事業主が所定の労働組合等の同意を得て、当該短時間労働者について適用除外の規定の適用を受ける旨〔＝適用拡大の適用を受けない旨〕の**申し出をしたときは**、当該短時間労働者は、当該**申出が受理された日の翌日**に被保険者資格を喪失する。

【問 31】（平成29年度 問9ーイ）

× 健保法3条1項 平成24年法附則46条1項・12項

特定適用事業所に使用される短時間労働者であって、次の**①～④のすべての要件に該当する場合は、被保険者となるため、被扶養者になるかを選択することはできない**。①1週間の所定労働時間が20時間以上であること。②所定の方法で算定した報酬の月額が88,000円以上であること。③学生等でないこと。

【問 32】（令和3年度 問8ーイ）

短時間労働者の適用拡大に係る年金機構Q&A集（問20）

令和4年10月1日から「継続して1年以上使用されることが見込まれること」は削除されたため、参考問題として掲載した。

【問 33】（平成29年度 問9ーウ）

× 健保則23条の4

適用を判断する「報酬」からは、**最低賃金法において最低賃金に算入しないこととされているもの**（臨時に支払われる賃金、1月を超える期間ごとに支払われる賃金、所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金、所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金、深夜労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分、最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆動手当、通勤手当、家族手当））は**除かれる**。

【問 34】（平成30年度 問8ー工） 令和4年度選択式【A】

× 健保法3条1項 健保則23条の4

報酬の月額が88,000円以上であることの算定においては、「**通勤手当**」も報酬には**含まれない**。

【問 35】（令和3年度 問8ーア）

× 健保法3条9項

4分の3基準を満たさない**短時間労働者が被保険者となるには、1週間の所定労働時間が20時間以上**であることが、必要である。設問の短時間労働者は、1週間の所定労働時間は18時間であるため、**被保険者として取り扱われない**。なお、短時間労働者の被保険者としての取扱いについて、1日の所定労働時間は比較対象とはならない。

- 【問 36】 特定適用事業所に使用される短時間労働者について、1週間の所定労働時間が20時間未満であるものの、事業主等に対する事情の聴取やタイムカード等の書類の確認を行った結果、残業等を除いた基本となる実際の労働時間が直近2か月において週20時間以上である場合で、今後も同様の状態が続くと見込まれるときは、当該所定労働時間は週20時間以上であることとして取り扱われる。
- 【問 37】 特定適用事業所に使用される短時間労働者の被保険者資格の取得の要件の1つである、1週間の所定労働時間が20時間以上であることの算定において、1週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動し、通常の週の所定労働時間が一通りでない場合は、当該周期における1週間の所定労働時間の平均により算定された時間を1週間の所定労働時間として算定することとされている。なお、短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である者又は1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である者のことをいう。
- 【問 38】 特定適用事業所に使用される短時間労働者の被保険者資格の取得の要件である「1週間の所定労働時間が20時間以上であること」の算定において、短時間労働者の所定労働時間が1か月の単位で定められ、特定の月の所定労働時間が例外的に長く又は短く定められているときは、当該特定の月以外の通常の月の所定労働時間を12分の52で除して得た時間を1週間の所定労働時間とする。
- 【問 39】 短時間労働者の被保険者資格の取得基準においては、卒業を予定されている者であって適用事業所に使用されることとなっているもの、休学中の者及び定時制の課程等に在学する者その他これらに準ずる者は、学生でないこととして取り扱うこととしているが、この場合の「その他これらに準ずる者」とは、事業主との雇用関係の有無にかかわらず、事業主の命により又は事業主の承認を受け、大学院に在学する者（いわゆる社会人大学院生等）としている。
- 【問 40】 全国健康保険協会管掌健康保険の特定適用事業所に使用される短時間労働者が被保険者としての要件を満たし、かつ、同時に健康保険組合管掌健康保険の特定適用事業所に使用される短時間労働者の被保険者としての要件を満たした場合は、全国健康保険協会が優先して、当該被保険者の健康保険を管掌する保険者となる。なお、短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である者又は1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である者のことをいう。

被保険者の資格の取得 [35条]

- 【問 41】 学生が卒業後の4月1日に就職する予定である適用事業所において、在学中の同年3月1日から職業実習をし、事実上の就職と解される場合であっても、在学中であれば被保険者の資格を取得しない。

【問 36】（平成29年度 問9ーオ）

○ 平成28年管管発0513第1号

設問のとおり。また、所定労働時間又は所定労働日数は4分の3基準を満たさないものの、事業主等に対する事情の聴取やタイムカード等の書類の確認を行った結果、残業等を除いた基本となる実際の労働時間又は労働日数が直近2月において4分の3基準を満たしている場合で、今後も同様の状態が続くことが見込まれるときは、当該所定労働時間又は当該所定労働日数は4分の3基準を満たしているものとして取り扱うこととされている。

【問 37】（平成30年度 問8ーア）

○ 平成28年保保発0513第1号・年管管発0513第1号 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q&A集（問15）

設問のとおり。たとえば4週5休制等のため、1週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動し一定ではない場合等は、当該周期における1週間の所定労働時間を平均し、算出することになる。

【問 38】（令和2年度 問1ーD）

○ 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q&A集（問16）

設問のとおり。夏季休暇等のため夏季の特定の月の所定労働時間が例外的に短く定められている場合や、繁忙期間中の特定の月の所定労働時間が例外的に長く定められている場合等は、当該特定の月以外の**通常の月の所定労働時間**を**12分の52**で除して、**1週間の所定労働時間**を算出する。

【問 39】（令和3年度 問4ーオ）

× 健保法3条 健保則23条の6 平成28年保保発0513第1号

「事業主との雇用関係の有無にかかわらず」を「**事業主との雇用関係を存続した上で**」に直せば正しい記述になる。

【問 40】（平成30年度 問8ーウ）

× 健保法7条 健保則1条

設問の場合は、被保険者が全国健康保険協会か健康保険組合保険の**いずれか一つを選択**することになる。なお、被保険者資格の取得要件を満たすか否かについては、**各事業所単位で判断を行う**こととしており、2以上の事業所における月額賃金や労働時間等を合算することはしない。

被保険者の資格の取得 [35条]

【問 41】（平成27年度 問5ーB）

× 健保法35条 昭和16年社発1580号

就職が決定したものが在学のまま就職先において職業実習をする場合、これは事実上の就職とも解されるため、在学中であっても被保険者として取り扱われる。

- 【問 42】 健康保険の適用事業所と技能養成工との関係が技能の養成のみを目的とするものではなく、稼働日数、労務報酬等からみて、実体的に使用関係が認められる場合は、当該技能養成工は被保険者資格を取得する。
- 【問 43】 新たに使用されることとなった者が、当初から自宅待機とされた場合、雇用契約が成立しており、かつ、休業手当が支払われるときには、その休業手当の支払の対象となった日の初日に被保険者の資格を取得する。
- 【問 44】 適用事業所に新たに使用されることになったが、使用されるに至った日から自宅待機とされた場合は、雇用契約が成立しており、かつ、休業手当が支払われるときには、その休業手当の支払いの対象となった日の初日に被保険者の資格を取得する。また、当該資格取得時における標準報酬月額決定については、現に支払われる休業手当等に基づき決定し、その後、自宅待機が解消したときは、標準報酬月額の随時改定の対象とする。
- 【問 45】 新たに適用事業所に使用されることになった者が、当初から自宅待機とされた場合の被保険者資格については、雇用契約が成立しており、かつ、休業手当が支払われているときは、その休業手当の支払いの対象となった日の初日に被保険者の資格を取得するものとされる。
- 【問 46】 適用事業所に期間の定めなく採用された者について、就業規則に2か月の試用期間が定められている場合は、その間は被保険者とならず、試用期間を経過した日の翌日から被保険者となる。
- 【問 47】 適用事業所に期間の定めなく採用された者は、採用当初の2か月が試用期間として定められていた場合であっても、当該試用期間を経過した日から被保険者となるのではなく、採用日に被保険者となる。
- 【問 48】 適用事業所に使用されるに至った日とは、事実上の使用関係の発生した日であり、事業所調査の際に資格取得届のものが発見された場合は、すべて事実の日にさかのぼって資格取得させるべきものである。
- 【問 49】 適用事業所に使用されるに至った日とは、事実上の使用関係の発生した日であるが、事業所調査の際に資格取得の届出もれが発見された場合は、調査の日を資格取得日としなければならない。
- 【問 50】 実際には労務を提供せず労務の対償として報酬の支払いを受けていないにもかかわらず、偽って被保険者の資格を取得した者が、保険給付を受けたときには、その資格を取り消し、それまで受けた保険給付に要した費用を返還させることとされている。

【問 42】（令和4年度 問6-D）

○ 健保法3条1項 昭和26年保文発4602号

設問のとおり。実体的に使用関係が認められる場合は、被保険者資格を取得させる。

【問 43】（平成26年度 問7-C）

○ 健保法35条 昭和50年保険発25号・庁保険発8号

設問のとおり。当初から自宅待機とされた場合の被保険者資格については、雇用契約が成立しており、かつ、休業手当が支払われているときはその**休業手当の支払の対象となった日の初日**に取得することとなる。

【問 44】（令和4年度 問2-B）

○ 健保法35条 昭和50年保険発25号・庁保険発8号

設問のとおり。なお、一時帰休中の者の被保険者資格については、労働基準法26条の規定に基づく休業手当又は労働協約等に基づく報酬が支払われるときも、被保険者の資格は存続するものとされている。

【問 45】（令和2年度 問4-E）

○ 健保法35条 昭和50年保険発25号・庁保険発8号

設問のとおり。資格取得日は、「事実上の使用関係が発生した日」とされ、設問の場合は「**休業手当の支払の対象となった日の初日**」が資格取得日となる。

【問 46】（平成26年度 問10-D）（平成16年度 問5-A類似出題）

× 健保法35条 昭和26年保文発5177号

設問の者は適用除外に該当しないため、**雇入れ当初より**被保険者となる。

【問 47】（令和2年度 問9-E）

○ 健保法35条 昭和26年保文発5177号

設問のとおり。期間の定めなく採用された者は、試用期間の長さに関係なく、事業所に**使用されるに至った日**から被保険者とする。

【問 48】（平成25年度 問1-D）

○ 健保法35条 昭和3年保発480号 昭和5年保規522号

設問のとおり。この**事実上の使用関係が発生した日**は、労務の提供、報酬の支払い等の有無により総合的に判断されるため、雇用契約が締結された日と、被保険者資格を取得する日とは一致しないことがある。

【問 49】（平成30年度 問10-C）

× 健保法35条 昭和3年保発480号 昭和5年保規522号

事業所調査の際に資格取得届のものが発見された場合は、「**すべて事実の日にさかのぼって**資格取得させるべきものである」とされている。

【問 50】（令和2年度 問5-工）

○ 健保法35条 昭和26年保文発5255号

設問のとおり。なお、設問の者が、仮に保険料を納付していても、その資格は取り消され、保険給付に要した費用を返還させることとされている。

- 【問 51】 本社と支社がともに適用事業所であり、人事、労務及び給与の管理（以下本問において「人事管理等」という。）を別に行っている会社において、本社における被保険者が転勤により支社に異動しても、引き続きその者の人事管理等を本社で行っている場合には、本社の被保険者として取り扱うことができる。

被保険者の資格の喪失 [36条]

- 【問 52】 被保険者は、①死亡したとき、②事業所に使用されなくなったとき、③適用除外に該当するに至ったとき、④任意適用事業所の任意適用の取消しの認可があったとき、以上のいずれかに該当するに至った日の翌日から、被保険者の資格を喪失する。その事実があった日に更に被保険者に該当するに至ったときも同様である。
- 【問 53】 労働者派遣事業の事業所に雇用される登録型派遣労働者が、派遣就業に係る1つの雇用契約の終了後、1か月以内に同一の派遣元事業主のもとにおける派遣就業に係る次の雇用契約（1か月以上のもとする。）が確実に見込まれたため被保険者資格を喪失しなかったが、その1か月以内に次の雇用契約が締結されなかった場合には、その雇用契約が締結されないことが事実となった日又は当該1か月を経過した日のいずれか早い日をもって使用関係が終了したものとして、事業主に資格喪失届を提出する義務が生じるものであって、派遣就業に係る雇用契約の終了時に遡って被保険者資格を喪失させる必要はない。
- 【問 54】 労働者派遣事業の事業所に雇用される登録型派遣労働者が、派遣就業に係る1つの雇用契約の終了後、1か月以内に次の雇用契約が見込まれるため被保険者資格を喪失しなかった場合において、前回の雇用契約終了後10日目に1か月以内に次の雇用契約が締結されないことが事実となったときは、前回の雇用契約終了後1か月を経過した日の翌日に被保険者資格を喪失する。
- 【問 55】 同一の事業所においては、雇用契約上一旦退職した者が1日の空白もなく引き続き再雇用された場合、退職金の支払いの有無又は身分関係若しくは職務内容の変更の有無にかかわらず、その者の事実上の使用関係は中断することなく存続しているものであるから、被保険者の資格も継続するものであるが、60歳以上の者であって、退職後継続して再雇用されるものについては、使用関係が一旦中断したものとみなし、当該事業所の事業主は、被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出することができる。
- 【問 56】 被保険者が解雇され（労働法規又は労働協約に違反することが明らかな場合を除く。）、事業主から資格喪失届が提出された場合、労使双方の意見が対立し、当該解雇について裁判が提起されたときにおいても、裁判において解雇無効が確定するまでの間は、被保険者の資格を喪失したものとして取り扱われる。

【問 51】（平成27年度 問9-A）

○ 健保法34条 35条 平成18年庁保険発0315002号

設問のとおり。人事異動により勤務地が本社から支社になる場合であっても、その者の人事や給与等の管理を引き続き本社で一括して行っているときは、本社の被保険者として取り扱うため、本社での資格喪失届と支社での資格取得届の提出は不要となる。

被保険者の資格の喪失 [36条]

【問 52】（平成22年度 問8-D）

× 健保法36条

その事実があった日に更に被保険者の資格を取得したときは、「該当するに至った日（その日）」に資格を喪失する。

【問 53】（令和3年度 問8-工）

○ 健保法3条 平成14年保保発0424001号・庁保険発24号

設問のとおり。登録型派遣労働者について、1か月以内に次回の雇用契約が締結されなかった場合には、その雇用契約が締結されないことが確実となった日又は当該1か月を経過した日のいずれか早い日をもって使用関係が終了したものとし、その使用関係終了日から5日以内に事業主は資格喪失届を提出する義務が生じるものであって、派遣就業に係る雇用契約の終了時に遡って被保険者資格を喪失させるものではない。

【問 54】（平成27年度 問1-B改）（平成23年度 問1-B類似出題）

× 健保法36条 平成14年保保発0424001号・庁保険発24号 平成27年保保発0930第9号

1か月以内に同一の派遣元事業主のもとで派遣就業に係る次回の雇用契約が締結されなかったときは、その雇用契約が締結されないことが確実となった日又は当該1か月を経過した日の**いずれか早い日**をもって使用関係が終了したものと取り扱うため、設問の場合には、前回の雇用契約終了後**10日目の翌日**に被保険者資格を喪失する。

【問 55】（令和元年度 問9-ウ）（平成18年度 問1-E、平成24年度 問8-C類似出題）

○ 健保法35条 36条 平成25年保保発0125第1号

設問のとおり。なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者であるか否かは要件ではない。

【問 56】（平成27年度 問5-D）

○ 健保法36条 昭和25年保文発68号

設問のとおり。被保険者が解雇され、当該解雇について係争中の場合であっても、事業主から資格喪失届が提出されたときは、一応資格を喪失したものとして、当該喪失届を受理し、被保険者証の回収等の手続を行う。

任意継続被保険者〔3条4項、37条、38条〕

〈資格取得要件〉

- 【問 57】 任意継続被保険者の申出は、被保険者の資格を喪失した日から20日以内にしなければならず、保険者は、いかなる理由がある場合においても、この期間を経過した後の申出は受理することができない。
- 【問 58】 任意継続被保険者の資格取得の申出は、被保険者の資格を喪失した日から20日以内にしなければならないが、保険者は、正当な理由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であっても受理することができる。なお、判例によると「法律の不知」によるという主張は、この場合の正当な理由にあたらぬものと解されている。
- 【問 59】 適用事業所に使用されなくなったため、被保険者（日雇特例被保険者を除く。）の資格を喪失した者であって、喪失の日の前日まで継続して2か月以上被保険者（日雇特例被保険者、任意継続被保険者、特例退職被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であった者は、保険者に申し出て、任意継続被保険者になることができる。ただし、船員保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等である者は任意継続被保険者となることができない。
- 【問 60】 任意継続被保険者となるためには、被保険者の資格喪失の日の前日まで継続して2か月以上被保険者（日雇特例被保険者、任意継続被保険者、特例退職被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）でなければならず、任意継続被保険者に関する保険料は、任意継続被保険者となった月から算定する。
- 【問 61】 任意継続被保険者になるには、①適用事業所に使用されなくなったため、または適用除外に該当するに至ったため被保険者の資格を喪失した者であること、②喪失の日の前日まで継続して2か月以上被保険者であったこと、③被保険者の資格を喪失した日から2週間以内に保険者に申し出なければならないこと、④船員保険の被保険者または後期高齢者医療の被保険者等でない者であること、以上の要件を満たさなければならない。
- 【問 62】 被保険者資格喪失の前日まで継続して2月以上任意包括被保険者であった者が、任意包括脱退により資格を喪失した場合、任意継続被保険者となることができる。
- 【問 63】 被保険者の1週間の所定労働時間の減少により資格喪失した者が、事業所を退職することなく引き続き労働者として就労している場合には、任意継続被保険者になることが一切できない。

任意継続被保険者 [3条4項、37条、38条]

〈資格取得要件〉

【問 57】（令和2年度 問5－イ）

× 健保法3条4項 37条

保険者が、「**正当な理由**（天災地変、交通、通信関係のストライキ等）**があると認めるとき**」は、被保険者の資格を喪失した日から20日を経過した後の申出であっても受理することができる。

【問 58】（平成25年度 問1－B）

○ 健保法37条1項 昭和24年保文発1400号

設問のとおり。正当な理由とは、天変地異、交通、通信関係のスト等により法定期間内に届出ができなかった場合をいう。

【問 59】（平成28年度 問6－B）（平成16年度 問9－A類似出題）

○ 健保法3条4項 健保法附則3条6項

設問のとおり。なお、任意継続被保険者となる時期は、被保険者資格を喪失した日である。

【問 60】（令和4年度 問2－D）

○ 健保法3条4項 157条

設問のとおり。なお、他の要件として「適用事業所に使用されなくなったため、又は適用除外に該当したため被保険者の資格を喪失したものであること」「資格喪失の日から20日以内に申し出ること」「船員保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等でないこと」がある。

【問 61】（平成22年度 問9－A）

× 健保法3条4項 37条1項

③は、被保険者の資格を喪失した日から「2週間以内」ではなく、「**20日以内**」に保険者に申し出なければならない。

【問 62】（平成18年度 問1－C）（平成15年度 問2－D類似出題）

× 健保法3条4項 昭和3年保理2059号

任意包括被保険者（任意適用事業所に使用される被保険者）が**任意包括脱退**（適用取消しの認可を受けたこと）により資格を喪失した者は、**任意継続被保険者にはなれない**。

【問 63】（令和元年度 問9－ア）

× 健保法3条4項

適用除外事由に該当するに至ったため**被保険者の資格を喪失した者**は、他の要件を満たせば、任意継続被保険者になることができる。

〈任意継続被保険者の資格喪失〉

- 【問 64】 任意継続被保険者の資格取得の申出は、被保険者の資格を喪失した日から20日以内にしなければならない。なお、その申出をした者が、初めて納付すべき保険料をその納付期日までに納付しなかったときは、その納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めない限り、任意継続被保険者とならなかったものとみなす。
- 【問 65】 任意継続被保険者の申出をした者が、初めて納付すべき保険料をその納付期日までに納付しなかったときは、いかなる理由があろうとも、その者は、任意継続被保険者とならなかったものとみなされる。
- 【問 66】 任意継続被保険者が、保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）を納付期日までに納付しなかったときは、納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めた場合を除き、督促状により指定する期限の翌日にその資格を喪失する。
- 【問 67】 任意継続被保険者に関する保険料の納付期日は、初めて納付すべき保険料を除いてはその月の10日とされている。任意継続被保険者が初めて納付すべき保険料を除き、保険料を納付期日までに納めなかった場合は、納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときを除き、その翌日に任意継続被保険者の資格を喪失する。
- 【問 68】 任意継続被保険者は、①任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき、②死亡したとき、③保険料を納付期日までに納付しなかったとき（納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときを除く。）、④被保険者となったとき、⑤船員保険の被保険者となったとき、⑥後期高齢者医療の被保険者等となったときのいずれかに該当するに至ったとき、⑦任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、保険者に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したときは、その日からその資格を喪失する。
- 【問 69】 任意継続被保険者が75歳に達し、後期高齢者医療の被保険者になる要件を満たしたとしても、任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過していない場合は、任意継続被保険者の資格が継続するため、後期高齢者医療の被保険者になることはできない。
- 【問 70】 任意継続被保険者は、後期高齢者医療の被保険者となった日の翌日からその資格を喪失する。
- 【問 71】 任意継続被保険者が船員保険の被保険者になったときは、船員保険の被保険者となった日の翌日に任意継続被保険者の資格を喪失する。

〈任意継続被保険者の資格喪失〉

【問 64】（平成23年度 問1-E）

○ 健保法37条1項・2項

設問のとおり。なお、任意継続被保険者が保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）を納付期日までに納付しなかったときは、その日の翌日に被保険者の資格を喪失する。

【問 65】（令和3年度 問5-E）

× 健保法37条2項

「いかなる理由があろうとも」を「**納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときを除き**」に直せば正しい記述になる。

【問 66】（平成27年度 問5-E）

× 健保法38条3号

「督促状により指定する期限の翌日」ではなく、保険料の「**納付期日の翌日**」に、任意継続被保険者の資格を喪失する。

【問 67】（平成29年度 問2-E）

○ 健保法38条

設問のとおり。なお、初めて納付すべき保険料は、保険者が指定した日までに納付しなければならず、**初めて納付すべき保険料をその納付期日までに納付しなかった**ときは、任意継続被保険者とならな**かったものとみなされる**。

【問 68】（平成22年度 問10-A改）

× 健保法38条

①～③及び⑦のいずれかに該当したときは、「**その翌日**」から資格を喪失する。

【問 69】（平成30年度 問10-E）

× 健保法38条6号

任意継続被保険者が、**後期高齢者医療の被保険者**となったときは、**その日**に、任意継続被保険者の資格を喪失する。

【問 70】（平成26年度 問7-D）

× 健保法38条

後期高齢者医療の被保険者となった「**その日**」に、任意継続被保険者の資格を喪失する。

【問 71】（平成19年度 問1-B）

× 健保法38条5号

船員保険の被保険者となった日の翌日ではなく「**船員保険の被保険者となった日**」に任意継続被保険者の資格を喪失する。

【問 72】 4月1日に任意継続被保険者となった女性が、健康保険の被保険者である男性と同年10月1日に婚姻し、その女性が、夫の健康保険の被扶養者となる要件を満たした場合には、その日に任意継続被保険者の資格を喪失する。

【問 73】 任意継続被保険者が、健康保険の被保険者である家族の被扶養者となる要件を満たした場合、任意継続被保険者の資格喪失の申出をすることにより被扶養者になることができる。

特例退職被保険者 [法附則3条]

【問 74】 特例退職被保険者の保険者は、全国健康保険協会及び特定健康保険組合である。

【問 75】 特例退職被保険者の資格取得の申出は、健康保険組合において正当の理由があると認めるときを除き、特例退職被保険者になろうとする者に係る年金証書等が到達した日の翌日（被用者年金給付の支給がその者の年齢を事由としてその全額について停止された者については、その停止すべき事由が消滅した日の翌日）から起算して20日以内にしなければならない。ただし、健康保険組合が新たに特定健康保険組合の認可を受けた場合は、この限りではない。

【問 76】 特定健康保険組合の被保険者であった退職者（改正法13条の規定による改正前の国民健康保険の退職被保険者になることができる者）が、特例退職被保険者となることを特定健康保険組合に申し出た場合、その申出が受理された日の翌日から特例退職被保険者の資格を取得する。

【問 77】 特例退職被保険者は、改正法第13条の規定による改正前の国民健康保険法に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなったときは、その日から、特例退職被保険者の資格を喪失する。

【問 78】 特例退職被保険者は、保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）を納付期限までに納付しなかったとき（納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときを除く。）は、その日の翌日に特例退職被保険者の資格を喪失するが、後期高齢者医療制度の被保険者になったときは、その日に被保険者資格を喪失する。

【問 72】（平成26年度 問10-C）

× 健保法38条

任意継続被保険者の資格喪失事由に、「被保険者の被扶養者となる要件を満たしたとき」というのではない。

【問 73】（令和元年度 問9-I）

× 健保法38条

任意継続被保険者の資格喪失事由に、「被保険者の被扶養者となる要件を満たしたとき」というものはない。なお、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を保険者に申し出た場合には、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき、その翌日に任意継続被保険者の資格を喪失するので、被扶養者となることは可能である。

特例退職被保険者 [法附則3条]

【問 74】（平成15年度 問1-C改）

× 健保法6条 健保法附則3条

特例退職被保険者は、「**特定健康保険組合**の組合員」である被保険者であった者であって、改正前の国民健康保険の退職被保険者であるべきもののうち規約で定められたものが、特定健康保険組合に申し出て被保険者となったものである。従って、**全国健康保険協会管掌健康保険**には、特例退職被保険者は**存在しない**。

【問 75】（平成27年度 問1-C）

× 健保法附則3条 健保則168条4項・5項

特例退職被保険者の資格取得の申出は、年金証書等が到達した日の翌日から起算して「**3か月以内**」にしなければならない。なお、正当な理由があると認めるときは、期限後であっても受理することができる。

【問 76】（平成19年度 問1-E改）

× 健保法附則3条3項

「申出が受理された日の翌日」ではなく「**申出が受理された日**」から特例退職被保険者の資格を取得する。

【問 77】（平成15年度 問2-E改）

× 健保法附則3条6項

改正前の国民健康保険の退職被保険者であるべき者に該当しなくなったときには、「その日から」ではなく「**その日の翌日から**」資格を喪失する。なお、特例退職被保険者は、健康保険法の規定（38条2号、4号、5号を除く。）の適用については、任意継続被保険者とみなされる。

【問 78】（平成24年度 問2-A）（平成16年度 問5-D、平成21年度 問9-B類似出題）

○ 健保法附則3条6項

設問のとおり。なお、改正前の国民健康保険法8条の2第1項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなったときは、その日の翌日に特例退職被保険者の資格を喪失する。

共済組合に関する特例 [200条]

- 【問 79】 国に使用される被保険者であって、健康保険法の給付の種類及び程度以上である共済組合の組合員であるものに対しては、同法による保険給付を行わない。
- 【問 80】 共済組合の給付の種類及び程度は、健康保険法の給付の種類及び程度以上であることを要する。

被保険者の資格の確認等 [39条、49条、51条]

- 【問 81】 被保険者の資格の取得及び喪失は、健康保険組合の被保険者については当該健康保険組合が、全国健康保険協会の被保険者については全国健康保険協会が、それぞれ確認することによってその効力を生ずるが、任意継続被保険者及び特例退職被保険者の被保険者資格の得喪については保険者等の確認は行われない。
- 【問 82】 任意適用事業所の適用の取消しによる被保険者資格の喪失は、厚生労働大臣の確認によって、その効力を生ずる。
- 【問 83】 任意適用事業所の適用の取消しによる被保険者の資格の喪失並びに任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格の喪失の要件に該当した場合は、被保険者が保険者等に資格喪失の届書を提出しなければならず、当該資格喪失の効力は、保険者等の確認によって生ずる。
- 【問 84】 保険者等は被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬の決定若しくは改定を行ったときは、当該被保険者に係る適用事業所の事業主にその旨を通知し、この通知を受けた事業主は速やかにこれを被保険者又は被保険者であった者に通知しなければならない。
- 【問 85】 被保険者が被保険者資格の取得及び喪失について確認したいときは、いつでも保険者等にその確認を請求することができる。保険者等は、その請求があった場合において、その請求に係る事実がないと認めるときは、その請求を却下しなければならない。

共済組合に関する特例 [200条]

【問 79】（令和元年度 問3-A）

○ 健保法200条1項

設問のとおり。なお、共済組合の給付の種類及び程度は、健康保険法の給付の種類及び程度以上であることが必要である。また、設問の規定により健康保険から保険給付を受けない者に関しては、保険料を徴収しない。

【問 80】（平成15年度 問1-E）

○ 健保法200条2項

設問のとおり。国に使用される被保険者、地方公共団体の事務所に使用される被保険者又は法人に使用される被保険者であって共済組合の組合員であるものに対しては、健康保険法による保険給付は行わず、共済組合が健康保険事業を代行することになるが、この給付の種類及び程度は、健康保険法の給付の種類及び程度以上であることを要する。

被保険者の資格の確認等 [39条、49条、51条]

【問 81】（平成21年度 問8-B）（平成16年度 問5-C類似出題）

× 健保法39条1項

全国健康保険協会の被保険者の資格の取得及び喪失の確認については「厚生労働大臣」が行う。

【問 82】（平成26年度 問7-B）

× 健保法39条1項

任意適用の取消の認可があったときは、取消に同意しなかった者を含めて**当然に**資格を喪失するため、厚生労働大臣の**確認は必要としない**。

【問 83】（平成30年度 問2-C）

× 健保法39条1項ただし書 健保法附則3条6項

複数の誤りがある。①**任意適用事業所の適用の取消しによる被保険者の資格の喪失並びに任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格の喪失は保険者等の確認は不要**である。②**任意適用事業所の適用の取消しによる被保険者の資格の喪失については、「被保険者」ではなく「事業主」が保険者等に資格喪失の届書を提出する**。③**任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格の喪失については、資格喪失の届書の提出は不要**である。

【問 84】（令和元年度 問1-B）（平成23年度 問5-C類似出題）

○ 健保法49条1項・2項

設問のとおり。なお、事業主が、この規定に違反して通知をしないときは、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

【問 85】（平成22年度 問7-E）

○ 健保法51条

設問のとおり。なお、「被保険者であった者」も設問と同様にいつでも資格の取得及び喪失の確認をすることができる。

□□ 【問 86】 被保険者資格の得喪は、事業主との使用関係の有無により決められるが、この使用関係の有無を判断する場合には、画一的かつ客観的な処理の要請から、形式的な雇用契約の有無によって判断される。なお、このように使用関係の有無を被保険者資格得喪の要件とするが、その資格得喪の効力発生を保険者の確認を要すこととしており、保険者等の確認があるまでは、資格の得喪の要件が備わってもその効力は発生しない。

□□□ 【問 87】 被保険者（任意継続被保険者又は特例退職被保険者を除く。）の資格取得は、保険者等の確認によってその効力を生ずることとなり、事業主が資格取得届を行う前に生じた事故の場合については、遡って資格取得の確認が行われたとしても、保険事故として取り扱われることはない。

§3 被扶養者

被扶養者 [3条7項]

□□ 【問 88】 被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹であって、日本国内に住所を有し、主としてその被保険者により生計を維持するものは被扶養者となることができ、後期高齢者医療の被保険者である場合は被扶養者とならない。

□□□ 【問 89】 日本国内に住所を有する被保険者の養父母が被扶養者になる場合は、生計維持関係と同一世帯要件を満たすことが必要である。なお、後期高齢者医療の被保険者等である者は除くものとする。

□□□ 【問 90】 養子縁組をして養父母を被扶養者としている被保険者が、生家において実父が死亡したため日本国内に住所を有する実母を扶養することとなった。この場合、実母について被扶養者認定の申請があっても、養父母とあわせての被扶養者認定はされない。

□□□ 【問 91】 被扶養者の収入の確認に当たり、被扶養者の年間収入は、被扶養者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むものとされている。

□□□ 【問 92】 被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）が、日本国内に住所を有し、被保険者と同一世帯に属している場合、当該認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入を上回らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者に該当する。

【問 86】（平成22年度 問10-E）

× 健保法35条 39条 昭和54年庁文発3081号 昭和25年保発20号

「形式的な雇用契約の有無」ではなく、「事実上の使用関係の有無」で判断される。

【問 87】（平成26年度 問7-E）

× 健保法63条 昭和37年保文発10148号

事業主が資格取得の届出を行う前に生じた事故であっても、**遡って資格取得の確認が行われれば**、保険事故として**給付を行うことができる**。

§3 被扶養者

被扶養者【3条7項】

【問 88】（平成28年度 問10-A改）

○ 健保法3条7項

設問のとおり。被保険者の兄弟姉妹は、その被保険者と同一世帯に属していなくても、日本国内に住所を有し、その被保険者により生計を維持されていれば被扶養者になる。

【問 89】（平成19年度 問1-C改）

× 健保法3条7項 昭和32年保発123号

養父母は実父母と同じ扱いになるため、生計維持関係のみで被扶養者と認定される。

【問 90】（平成28年度 問2-A改）

× 健保法3条7項

「父母」とは、実父母及び養父母をいうので、**養父母とあわせて実母についても**被扶養者とすることができる。

【問 91】（令和3年度 問8-オ）

○ 健保法3条7項 令和2年4月10日事務連絡

設問のとおり。なお、今後1年間の収入を見込む際には、例えば、認定時（前回の確認時）には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近3か月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、総合的に将来収入の見込みを判断することとされている。

【問 92】（令和元年度 問5-C改）（平成17年度 問9-D類似出題）

○ 昭和52年保発9号

設問のとおり。なお、認定対象者が、**日本国内に住所を有し**、被保険者と同一世帯に属している場合の認定基準は、原則として、認定対象者の年間収入が**130万円未満**（認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては**180万円未満**）であって、かつ、被保険者の年間収入の**2分の1**未満であることとされているが、その例外である。

- 【問 93】 年収250万円の被保険者と同居している日本国内に住所を有する母（58歳であり障害者ではない。）は、年額100万円の遺族厚生年金を受給しながらパート労働しているが健康保険の被保険者にはなっていない。このとき、母のパート労働による給与の年間収入額が120万円であった場合、母は当該被保険者の被扶養者になることができる。
- 【問 94】 被保険者の配偶者の日本国内に住所を有する63歳の母が、遺族厚生年金を150万円受給しており、それ以外の収入が一切ない場合、被保険者がその額を超える仕送りをしていれば、被保険者と別居していたとしても被保険者の被扶養者に該当する。
- 【問 95】 被保険者（外国に赴任したことがない被保険者とする。）の被扶養者である配偶者に日本国外に居住し日本国籍を有しない父がいる場合、当該被保険者により生計を維持している事実があると認められるときは、当該父は被扶養者として認定される。
- 【問 96】 被保険者と同一世帯に属しておらず、年間収入が150万円である日本国内に住所を有する被保険者の父（65歳）が、被保険者から援助を受けている場合、原則としてその援助の額にかかわらず被扶養者に該当する。
- 【問 97】 日本国内に住所を有する被保険者の父が障害厚生年金の受給権者で被保険者と同一世帯に属していない場合、その年間収入が150万円で、かつ、被保険者からの援助額が年額100万円であるとき、被保険者の被扶養者に該当する。
- 【問 98】 日本国内に住所を有する被保険者の兄弟姉妹は、その被保険者と同一世帯に属していなくても、その被保険者により生計を維持されていれば被扶養者になるが、日本国内に住所を有する被保険者の配偶者の兄弟姉妹は、たとえ被保険者により生計維持されていたとしても、その被保険者と同一世帯に属していなければ被扶養者になることができない。
- 【問 99】 日本国内に住所を有する被保険者の兄姉は、主として被保険者により生計を維持している場合であっても、被保険者と同一世帯でなければ被扶養者とはならない。
- 【問 100】 被保険者と住居を共にしていた兄の配偶者で、現に障害者総合支援法に規定する指定障害者支援施設に入所している者について被扶養者の届出があった場合、同一世帯に属するとはいえないため、被扶養者とは認められない。
- 【問 101】 指定障害者支援施設に入所する被扶養者の認定に当たっては、当該施設への入所は一時的な別居とはみなされず、その他の要件に欠けるところがなくとも、被扶養者として認定されない。現に当該施設に入所している者の被扶養者の届出があった場合についても、これに準じて取り扱う。

【問 93】（平成27年度 問8－B改）

× 健保法3条7項 平成5年保険発15号・庁保発4号

年収には年金収入も含まれるため、認定対象者の年収130万円以上となるため、被扶養者になることはできない。

【問 94】（平成30年度 問10－B改）

× 健保法3条7項

被保険者の配偶者の母は、その被保険者と同一世帯に属していなければ被扶養者になることができない。

【問 95】（令和2年度 問3－オ）

× 健保法3条7項

被保険者の配偶者の父は、被保険者と同一の世帯に属していなければ、被扶養者と認定されない。

【問 96】（平成26年度 問5－イ改）

× 健保法3条7項 平成5年保険発15号・庁保発4号

同一世帯にない場合、年収が130万円未満（設問の場合は60歳以上であるため180万円未満）で、かつ、被保険者からの援助額より少ない場合に被扶養者となることができる。

【問 97】（平成22年度 問9－B改）

× 健保法3条7項 平成5年保険発15号・庁保発4号

認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合には、認定対象者の年間収入が、被保険者からの仕送り額（援助額）より少ないことが必要である。

【問 98】（平成24年度 問10－B改）

○ 健保法3条7項1号・2号

平成28年10月1日から、被保険者の兄・姉を被扶養者とするために必要な要件から、同一世帯要件が撤廃された。

【問 99】（平成29年度 問2－D改）

× 健保法3条7項

被保険者の兄姉は、「主として被保険者により生計を維持していることのみ」を条件に被扶養者となることができる。

【問 100】（平成25年度 問5－E改）（平成16年度 問9－E類似出題）

× 健保法3条7項 平成11年保険発24号・庁保発4号

設問の者は、被扶養者として認められる。

【問 101】（令和3年度 問5－D）

× 健保法3条7項 平成11年保険発24号・庁保発4号

設問の場合は一時的な別居とみなされ、他の要件を満たせば被扶養者の認定を受けることができる。

- 【問 102】 被保険者と別世帯にある被保険者の孫であっても、主として被保険者によって生計を維持している者で、日本国内に住所を有するものは被扶養者とされる。
- 【問 103】 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定については、夫婦とも被用者保険の被保険者である場合には、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、健康保険被扶養者（異動）届が出された日の属する年の前年分の年間収入の多い方の被扶養者とする。
- 【問 104】 共に全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である夫婦が共同して扶養している者に係る被扶養者の認定においては、被扶養者とすべき者の人数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者とするを原則とするが、夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。
- 【問 105】 被保険者の配偶者の祖父母であっても、被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者によって生計を維持している者で、日本国内に住所を有するものは被扶養者とされる。なお、後期高齢者医療の被保険者等である者は除くものとする。
- 【問 106】 健康保険法の被扶養者には、被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、日本国内に住所を有し、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するものを含む。
- 【問 107】 被保険者と届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者の兄で、被保険者とは別の世帯に属しているが、日本国内に住所を有し、被保険者により生計を維持する者は、被扶養者になることができる。
- 【問 108】 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子で、日本国内に住所を有するものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主として被保険者により生計を維持されてきたものについて、その配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものが死亡した場合、引き続きその被保険者と同一世帯に属し、主としてその被保険者によって生計を維持される当該父母及び子は被扶養者に認定される。
- 【問 109】 被保険者の事実上の婚姻関係にある配偶者の養父母は、世帯は別にしていても主としてその被保険者によって生計が維持されていれば、被扶養者となる。

【問 102】（平成17年度 問9－B改）

○ 健保法3条7項1号

設問にあるように、孫については、同一の世帯に属していることを要しない。ただし、ひ孫については、被保険者と同一の世帯に属していなければならない。

【問 103】（令和4年度 問4－A）

× 健保法3条7項 令和3年保保発0430第2号

「健康保険被扶養者（異動）届が出された日の属する年の前年分の年間収入の多い方」ではなく「被保険者の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの）が多い方」の被扶養者とすることとされている。

【問 104】（平成29年度 問6－C改）（平成17年度 問9－E類似出題）

○ 昭和60年保険発66号 令和3年保保発0430第2号

設問のとおり。なお、年間収入とは、過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする。

【問 105】（平成17年度 問9－C改）

○ 健保法3条7項2号

なお、「被保険者の配偶者の祖父母」については被保険者と同一の世帯に属していることが要件となるが、「被保険者本人の祖父母」については同一の世帯に属していることを要しない。

【問 106】（令和元年度 問5－B改）（平成21年度 問7－A類似出題）

○ 健保法3条7項3号

設問のとおり。なお、事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、日本国内に住所を有し、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するものも被扶養者に該当する。

【問 107】（平成29年度 問2－C改）

× 健保法3条7項

被保険者と届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者の兄は、被扶養者となることができない。

【問 108】（平成30年度 問3－E改）（平成23年度 問1－D類似出題）

○ 健保法3条7項

設問のとおり。被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するものは被扶養者となることができる。

【問 109】（令和4年度 問4－B）

× 健保法3条7項

「被保険者の事実上の婚姻関係にある配偶者の父母」（実父母も養父母も同じ）は、被保険者と「同一の世帯」に属し、主としてその被保険者により生計を維持されていなければ、被扶養者となることはできない。

- 【問 110】 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの祖父母で、日本国内に住所を有するものは、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持する場合であっても、被扶養者とはならない。
- 【問 111】 被扶養者の要件として、被保険者と同一の世帯に属する者とは、被保険者と住居及び家計を共同にする者をいい、同一の戸籍内にあることは必ずしも必要ではないが、被保険者が世帯主でなければならない。
- 【問 112】 「被保険者と同一の世帯に属するもの」であることが被扶養者の要件となる場合、この者は、被保険者と住居及び家計を共同にする者をいい、同一戸籍内にあるか否かを問わず、被保険者が世帯主であることを必ずしも要しない。
- 【問 113】 被扶養者の認定において、被保険者が海外赴任することになり、被保険者の両親が同行する場合、「家族帯同ビザ」の確認により当該両親が被扶養者に該当するか判断することを基本とし、渡航先国で「家族帯同ビザ」の発行がない場合には、発行されたビザが就労目的でないか、渡航が海外赴任に付随するものであるかを踏まえ、個別に判断する。

§4 適用事業所

適用事業所 [3条3項]

- 【問 114】 代表者が1人の法人の事業所であって、代表者以外に従業員を雇用していないものについては、適用事業所とはならない。
- 【問 115】 健康保険法では常時5人以上の従業員を使用している事業所を適用事業所としているが、事業所における従業員の員数の算定においては、当該事業所に常時雇用されている者であっても、適用除外の規定によって被保険者となることができない者は除かれる。
- 【問 116】 健康保険法にいう保険医療機関は設置者や従業員数によって強制適用事業所となりうるが、生活保護法にいう救護施設、障害者総合支援法にいう障害者支援施設は強制適用事業所となりえない。

【問 110】（平成27年度 問1-D改）

○ 健保法3条7項

設問のとおり。**内縁関係にある配偶者の祖父母**は、同一世帯・生計維持関係にあっても被扶養者とは**ならない**。

【問 111】（令和2年度 問5-A）

× 健保法3条7項 昭和27年保文発3533号

被保険者が世帯主である必要はない。なお、「同一の世帯に属する」とは、被保険者と**住居及び家計を共同**にすることをいい、**同一戸籍内**にあることを必ずしも必要とせず、また、被保険者が必ずしも**世帯主**であることも必要としない。

【問 112】（平成25年度 問5-C）

○ 健保法3条7項 昭和27年保文発3533号

設問のとおり。「同一の世帯に属するもの」とは、住居及び家計を共同にする者をいい、必ずしも戸籍や住民票で確認できるものでなくてはならないわけではない。

【問 113】（令和2年度 問9-A）

○ 健保法3条7項 令和元年保保発1113第1号

設問のとおり。「外国に赴任する被保険者に同行する者」については、「家族帯同ビザ」の確認により判断することを基本とするが、渡航先国で「家族帯同ビザ」の発行がない場合には、発行されたビザが就労目的でないか、渡航が海外赴任に付随するものであるかを踏まえ、個別に判断する。

§4 適用事業所

適用事業所〔3条3項〕

【問 114】（令和元年度 問4-A）

× 健保法3条3項

設問の事業所は、**適用事業所**となる。

【問 115】（平成24年度 問2-C）

× 健保法3条3項 昭和18年保発905号

事業所における従業員の員数の算定においては、その事業所に常時使用されるすべての者（**適用除外者も含む**。）について計算する。

【問 116】（平成17年度 問2-D改）

× 健保法3条3項2号

設問の**救護施設**や**障害者支援施設**は**適用業種の事業**（社会福祉事業）に該当するため、所定の要件を満たした場合には強制適用事業となる。

任意適用事業所・任意適用事業所の被保険者 [31条～33条]

- 【問 117】 常時10人の従業員を使用している個人経営の飲食業の事業所は強制適用事業所とはならないが、常時3人の従業員を使用している法人である土木、建築等の事業所は強制適用事業所となる。
- 【問 118】 適用事業所には強制適用事業所と任意適用事業所があり、前者は法定17業種の事業所であって、常時5人以上の従業員を使用するもの、もしくは国、地方公共団体または法人の事業所であって、常時従業員を使用するものである。後者については、適用事業所以外の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができ、認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（被保険者となるべき者に限る。）の3分の1以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。
- 【問 119】 全国健康保険協会管掌健康保険及び健康保険組合管掌健康保険について、適用事業所以外の事業所の任意適用の申請に対する厚生労働大臣の認可の権限は、日本年金機構に委任されている。
- 【問 120】 従業員が15人の個人経営の理髪店で、被保険者となるべき者の2分の1以上が希望した場合には、事業主に速やかに適用事業所とするべき義務が生じる。
- 【問 121】 日本にある外国公館が雇用する日本人職員に対する健康保険の適用は、外国公館が事業主として保険料の納付、資格の得喪に係る届出の提出等の諸義務を遵守する旨の覚書が取り交わされていることを条件として任意適用が認められる。派遣国の官吏又は武官ではない外国人（当該派遣国において社会保障の適用を受ける者を除く。）も同様とする。
- 【問 122】 外国の在日大使館が健康保険法第31条第1項の規定に基づく任意適用の認可を厚生労働大臣に申請したときは、当該大使館が健康保険法上の事業主となり、保険料の納付、資格の得喪に係る届の提出等、健康保険法の事業主としての諸義務を遵守する旨の覚書を取り交わされることを条件として、これが認可され、その使用する日本人並びに派遣国官吏又は武官でない外国人（当該派遣国の健康保険に相当する保障を受ける者を除く。）に健康保険法を適用して被保険者として取り扱われる。

〈任意適用の取消し〉

- 【問 123】 任意適用事業所に使用される者（被保険者である者に限る。）の4分の3以上が事業主に対して任意適用取消しの申請を求めた場合には、事業主は当該申請を厚生労働大臣に対して行わなければならない。

任意適用事業所・任意適用事業所の被保険者【31条～33条】

【問 117】（平成23年度 問1-C）

○ 健保法3条3項

設問のとおり。**任意適用業種**については、**個人経営**の場合は、事業規模にかかわらず、強制適用事業所と**ならない**。一方、法人経営の場合には、業種・事業規模にかかわらず、強制適用事業所となる。

【問 118】（平成22年度 問7-C改）

× 健保法31条

「3分の1以上」ではなく、「**2分の1以上**」の同意を得て、申請しなければならない。

【問 119】（平成30年度 問4-E）

× 健保法31条 205条

設問の厚生労働大臣の認可の権限は、「**地方厚生局長又は地方厚生支局長**」に委任（健康保険組合管掌健康保険は除く。）されている。日本年金機構に委任されるのは、一定の厚生労働大臣の権限に係る事務である。

【問 120】（平成24年度 問8-A）

× 健保法3条3項 31条

理髪店は任意適用業種とされ、個人事業の場合は事業規模を問わず任意適用である。被保険者となるべき者の2分の1以上が希望しても、適用事業所とするべき認可を申請する**義務はない**。

【問 121】（平成24年度 問2-E）（平成15年度 問2-B類似出題）

○ 健保法31条 昭和30年保発123号の2

設問のとおり。なお、当該認可を受けたときは、日本人職員のほか、派遣国官吏や武官でない外国人（当該派遣国において社会保障の適用を受ける者を除く。）は、原則として被保険者となる。

【問 122】（平成28年度 問1-U）

○ 健保法31条1項 昭和30年保発123号の2

設問のとおり。日本にある外国の大使館に勤務している者は、健康保険の強制適用の対象にはならないが、大使館が任意適用事業所として認可されると、健康保険の被保険者として取り扱われる。

〈任意適用の取消し〉

【問 123】（平成28年度 問1-I）

× 健保法33条

被保険者の4分の3以上が任意適用事業所の取消の申請を求めても、事業主は任意適用事業所の取消の認可の申請を行う**義務はない**。

【問 124】 任意適用事業所において被保険者の4分の3以上の申出があった場合、事業主は当該事業所を適用事業所でなくするための認可の申請をしなければならない。

【問 125】 任意適用事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができる。事業主がこの申請を行うときは、健康保険任意適用取消申請書に、被保険者の3分の2以上の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

〈擬制適用〉

【問 126】 適用事業所が、強制適用事業所の要件に該当しなくなり、任意適用の認可を受けようとするときは、被保険者となるべき従業員の2分の1以上の同意を得たことを証する書類を添付した任意適用申請書を提出しなければならない。

【問 127】 強制適用事業所が、健康保険法第3条第3項各号に定める強制適用事業所の要件に該当しなくなったとき、被保険者の2分の1以上が希望した場合には、事業主は厚生労働大臣に任意適用事業所の認可を申請しなければならない。

【問 124】（令和2年度 問10-C）

× 健保法33条

被保険者の4分の3以上が任意適用事業所の取消しを希望しても、事業主に当該申請を行う義務はない。

【問 125】（平成26年度 問3-D）（平成17年度 問2-E、平成21年度 問2-D類似出題）

× 健保法33条2項

被保険者の「4分の3以上」の同意を得たことを証する書類を添付する必要がある。

〈擬制適用〉

【問 126】（平成17年度 問2-A）（平成15年度 問2-C類似出題）

× 健保法32条

適用事業所が、強制適用事業所の要件に該当しなくなった場合には、その翌日に任意加入の認可があったものとみなされるため、設問のような手続きは不要である。なお、この場合は当該事業所に使用される者（被保険者である者に限る。）の4分の3以上の同意を得て、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができる。

【問 127】（平成27年度 問5-A）

× 健保法32条

強制適用事業所が要件に該当しなくなったときは、その翌日に任意適用事業所の認可があったとみなされるため、設問のような手続きは不要である。